

優良従業員表彰規程の 一部改正

奥州商工会議所

変更の事由を記載した書面

1. 優良従業員表彰規程第2条（表彰の区分）の一部改正。

【変更理由】

雇用形態の変化への対応と会員事業所における従業員のモチベーションの向上を図るため。

旧条文	新条文
<p>(表彰の<u>区分</u>)</p> <p>第2条</p> <p>表彰は、次の各号の1に該当すると認める者に対し、それぞれの区分により表彰する。</p> <p>(1) 奥州商工会議所会頭表彰（会頭表彰）</p> <p>満<u>10</u>年以上勤務した者で、勤続年数算定基準日現在において、奥州市内の事業所に勤務している者。</p> <p>(2) <u>岩手県商工会議所連合会会長連名表彰（県連表彰）</u></p> <p>満<u>20</u>年以上勤務した者で、勤続年数算定基準日現在において、奥州市内の事業所に勤務し、<u>過去に会頭表彰を受けた者。</u></p> <p>(3) <u>日本商工会議所会頭連名表彰（日商表彰）</u></p> <p>満<u>30</u>年以上勤務した者で、勤続年数算定基準日現在において、奥州市内の事業所に勤務し、過去に<u>県連表彰を受けた者。</u></p> <p>(4) <u>特別功労者表彰</u></p> <p><u>従業員の模範であるものであって、次の事項に該当するものについては前各号の規定に拘わらず表彰することができる。</u></p> <p><u>①優秀な発明、発見その他の創意工夫により、生産能率の向上に顕著な功績をあげた者。</u></p> <p><u>②事業場等の災害に際し、自己の危機を顧みず、人命を救助し、又は重要な施設、資材等を保全した者。</u></p> <p><u>③事業所等の業務に精励、貢献し、従事する業務に関し特に功績のあったものとして衆人の模範と目される者。</u></p> <p>(5) <u>前各号の規定に該当する者で、勤続した事業所の名称、経営者又は勤務地の変更があった場合でも、同一事業所に勤務したものと見なして表彰することができる。</u></p>	<p>(表彰の<u>基準</u>)</p> <p>第2条</p> <p>表彰は、次の各号の1に該当すると認める者に対し、それぞれの区分により表彰する。</p> <p>(1) 奥州商工会議所会頭表彰（会頭表彰）</p> <p>満<u>5</u>年以上勤務した者で、勤続年数算定基準日現在において、奥州市内の事業所に勤務している者。</p> <p>(2) <u>奥州市市長連名表彰（市長表彰）</u></p> <p>満<u>10</u>年以上勤務した者で、勤続年数算定基準日現在において、奥州市内の事業所に勤務<u>している者。</u></p> <p>(3) <u>岩手県商工会議所連合会会長連名表彰（県連表彰）</u></p> <p>満<u>20</u>年以上勤務した者で、勤続年数算定基準日現在において、奥州市内の事業所に勤務し、<u>過去に市長表彰を受けた者。</u></p> <p>(4) <u>日本商工会議所会頭連名表彰（日商表彰）</u></p> <p>満<u>30</u>年以上勤務した者で、勤続年数算定基準日現在において、奥州市内の事業所に勤務し、<u>過去に県連表彰を受けた者。</u></p> <p>(5) <u>特別功労者表彰</u></p> <p><u>従業員の模範であるものであって、次の事項に該当するものについては前各号の規定に拘わらず表彰することができる。</u></p>

<p>(6) <u>勤続年数の算定については、毎年4月1日を基準日として算定するものとする。</u></p> <p>(7) <u>合併以前の旧商工団体会員のうち、継続して本商工会議所の会員となる事業所においては、合併初年度に限り前各号の規定に拘わらず勤続年数で表彰する。</u></p> <p>(8) <u>合併以前の旧商工団体の表彰実績は継続して認めるものとする。</u></p>	<p><u>①優秀な発明、発見その他の創意工夫により、生産能率の向上に顕著な功績をあげた者。</u></p> <p><u>②事業場等の災害に際し、自己の危機を顧みず、人名を救助し、又は重要な施設、資材等を保全した者。</u></p> <p><u>③事業所等の業務に精励、貢献し、従事する業務に関し特に功績のあったものとして衆人の模範と目される者。</u></p> <p>(6) ~ (8) (削除)</p> <p><u>2 勤続年数の算定については、毎年4月1日を基準日として算定するものとする。</u></p> <p><u>3 合併以前の旧商工団体の表彰実績は継続して認めるものとする。</u></p>
---	--

附 則

1. この規則の変更は令和4年7月1日から施行する。

優良従業員表彰申請書

(会頭表彰・市長表彰・県連表彰・日商表彰・特別功労者表彰)

※申請区分に○を付けて下さい

下記の者は、奥州商工会議所優良従業員表彰規程第2条に該当するものと認められますので申請します。

年 月 日

申請者住所 奥州市

氏名 (事業所名)

印

調 書

候補者	現住所			
	フリガナ 氏名		※性別	
	生年月日	年 月 日生		
職名				満 年 カ月
勤続年数	入社日	年 月 日		
優良従業員 表彰受賞歴	※県連表彰、日商表彰申請の方は、必ずご記入下さい。 ○県連表彰申請 市長（会頭・普通）表彰受賞歴 昭和・平成・令和 年 《旧表彰商工団体 水沢 ・ 江刺 ・ 胆沢 ・ 衣川》 ○日商表彰申請 県連（特別）表彰受賞歴 昭和・平成・令和 年 《旧表彰商工団体 水沢 ・ 江刺 ・ 胆沢 ・ 衣川》			
推薦理由	※日商表彰及び特別功労者表彰申請の方は必ずご記入下さい。			

※「性別」欄の記載は任意です。